

いうふうなことで、課長がかなり考えるような答弁をしていましたが、これはあくまでも弱者支援の措置であって、70歳以上の老夫婦世帯でもしかして滞納している世帯もあるかもしれません。どのくらいの滞納金額かはちょっと分かりませんが、本来の目的は福祉灯油ということで、是非これを滞納があるなしに関わらず実行してもらいたいと思います。というのはですね、児童手当とかもらった場合に、税金の滞納に回すということで裁判が起きまして、これが違法だということで認められました。それから、医療費の資格証明書の方が100%支払って、その差額を役場に取りに行った場合に、それも税金の方に回すということで何件か取った例もあるようですけれども、今、全県的にこういうことはやっておりません。ですから、福祉灯油5,000円を税金の方に回すとか、そういうことは一切ないようお願いしたいと思います。

○議長（須藤正人君） 武田企画財政課長。

○企画財政課長（武田 武君） まず最初に、バス路線の関係についてお答えいたします。

バスの運営につきましては、運輸局の路線バスですね、許可が必要で、主にはお客様の利便のために集落内をということで曲がりくねった道路を行き来することになるかと思いますが、そこで利用する人方にとっては、できるだけ集落内の自分に近い所で乗れば、これは最適なことで、ちょっと遠距離で岩館から真っすぐ病院までという人方にとってはちょっと不便かも知れませんが、そこはみんなの公共交通機関だということでご理解いただければというふうに思います。

○議長（須藤正人君） 田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 中浜地区の避難路のご質問にお答えしたいと思います。

避難路のルートですが、役場庁舎の旧八森庁舎跡の裏手側、今、中学校の通学路を利用していますが、あの路線を国道まで整備します。そのほかに階段工が途中にあるんですが、旧八森庁舎裏側から中央公園までの間に1か所階段上ってその通学路に繋がっているのがあります。その階段工も整備します。舗装の打ち替えと、それから今その階段工の所のように壁が壊れていますのでその補修、それから手すり関係で国道101号の歩道までを整備する計画です。

○議長（須藤正人君） 大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） お答えいたします。

実態をまず把握をいたしまして、この灯油の助成の趣旨に沿うような形で判断していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 灯油に関しては、福祉灯油という趣旨をよく判断していただきたいと思います。

それと、17ページの軽度生活援助事業委託料のことですけれども、前年は4件しかなかったのが全協の時点で24件だか26件ですか、大変な数になって、その後も私の方にもいろんな問い合わせが来て、かなりうわさになっているというのを耳にします。その際ですね、シルバー人材が大丈夫なのか、人材がいるのかということと、それから、前も質問していましたけれども、シルバーをやる人が自分でスノーダンプを持って行ってその家の除雪をするということで、スノーダンプがなくて困ってしまって冬の終わり頃にはもうホームックとかそういう所でも売ってなくて困ったという話を聞くんですけれども、社協に対するそういうふうな機材の支援とか、その辺大丈夫なのかというふうなことです。

もう一点聞きます。それと、18ページの子ども園ですけれども、修繕費5園、それから火災保険は新築ということで伺いましたが、冷凍冷蔵庫はどこに使うものなんですか。冷凍食品は給食に占める割合はかなり少ないと思うんですが、冷凍食品のどういふのが冷凍食品としてストックしておくつもりなのか、その辺のことを伺います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 1点目の見上議員の県の支援事業に対するの質問にお答えします。

シルバーの人材は確保できているかということですが、今現在ではできております。この前全協でもお話したんですが、今も問い合わせは来ているのは事実です。この後も今雪降れば、もう何件かは来るかと思ってございます。

それから、スノーダンプの支援はあるかということですが、前にもご質問にお答えしたんですが、社協にスノーダンプを置きますとシルバーの方が家からそこまで取りに来ている時間はもったいないと聞いてございます。ですから、自分の物を持って行ってやった方が時間も効率的だということで、社協にはスノーダンプの支援を今のところは考えてございません。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） 日沼幼児保育課長。

○幼児保育課長（日沼正明君） 今回購入をお願いしている冷凍冷蔵庫は沢目子ども園の冷凍冷蔵庫でございます。これは従来あるものとほとんど同一のものでございまして、今回、非常にマイコン制御関係がもうかなり劣化しておりましてですね、ちよくちよく修理でまず対応してまいりましたけれども、どうにもならないということで今回購入するというのでございます。

それから、冷凍の中に何を入れるかとなると、ちょっと私もそこあたり詳しくはないんですが、夏で言わせればよくおやつでアイスクリームとか入れますし、それから、主に全部地元の業者さんから物は買うわけですけれども、どうしても地元で購入できないものというのは、やっぱり秋田市とかそこあたりの周辺から冷凍のままですから、その保存のためにも冷凍庫が必要だと、だから冷凍冷蔵庫と一式になったものを購入したいということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 冷凍冷蔵庫に関しては分かりました。

もう一点だけお願いします。26ページの住宅費の住宅リフォーム緊急支援事業補助金ということで1,000万円補助されて、これは大変結構なことなんですけれども、是非来年度もこれを実行してもらいたいと思うんですが、というのは、県の方でもちょっと今魁新報なんか見ますと、来年度事業はちょっとどうかなというふうな記事になっていますので、県が駄目であれば今までどおり町だけの補助でこれを続けていく考えはないかということです。建材会社、建築担当者たちは、大変この事業を喜んでもらっていますし、屋根の修理とかでも大変やっぱり会社が潤ったりというふうな話も聞きますので、この考え方を伺いたいと思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

ここに書いておるとおりですね住宅リフォーム緊急支援事業になっていますね。ということで、まずある程度の年数を支援をしようという考え方でやってきたんですけども、県の方では何か来年度、見直しをかけるような動きが出ているようでありますけれども、そういった動きやら、あるいはまたいろんな今までの効果などもですね考えながら、新年度予算に向けて内部でもう少し検討してみたいと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） 28ページの体験センターに関連してお尋ねしたいと思います。

体験センターは、センター長をはじめ職員、スタッフの皆さん、様々な体験メニューを考案して一生懸命頑張っていることは評価しております。しかしながら、その頑張り等、集客、収入に繋がるかといえば、数字を見ればそれほどでもありません。

そうした中でね、町長の行政報告にもありましたが、当然と果たす役割は大きくなることが予想されるため、自然体験を中心とした各種体験活動の充実等々、行政報告で町長もおっしゃっていましたが、それを実現するためにはやはり現在のスタッフではちょっと足りないのではないかと、もっと充実した体験メニューを考案してそれを実現していくためには、ボランティアを含めたね体験センターの職員の増員、スタッフの増員、その辺の考えはないかお尋ねいたします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 門協議員のご質問にお答えします。

おっしゃるとおりでありまして、何ぼ頑張っても赤字だと。それはやはり達成感がなくてですね、職員はやはり段々やる気もなくなってくる。そして夏の分はほとんど休めないで、今、こう代休を取っているような状況でありまして、これは正常な姿ではないなというのは私も含めてそう感じておりまして、体験センターでも、せぼどうせぼいいかということをして洗いやらい出そうと、そして、町長を含めてみんなで検討しよう、ということに現在やっているところでありまして、その後についてはこれからまた議員の皆様方ともよく相談しながらと思っております。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第116号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第117号、平成25年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 議案第117号、平成25年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に6,614万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,750万4,000円とするものでございます。

平成25年12月11日提出

八峰町長 加藤和夫

内容につきましては、5ページをお開きください。

最初に、歳入についてでございます。

3款1項1目介護給付費負担金2節過年度分234万3,000円の追加でございます。これは平成24年度の介護保険事業給付費の確定に伴う精算でございます。

3款2項3目地域支援事業交付金2節過年度分123万9,000円の追加でございます。これも平成24年度の介護保険事業の確定に伴う精算の追加でございます。

5款1項1目介護給付費負担金2節過年度分193万9,000円の追加でございます。これも平成24年度の介護事業の確定に伴う精算による追加でございます。

5款2項2目地域支援事業交付金です。2節過年度分61万9,000円の追加でございます。これも平成24年度の介護事業の確定に伴う精算でございます。

それから、7款1項1目介護給付費繰越金2節過年度分477万3,000円の追加でございます。これも同じく平成24年度の介護保険事業の確定に伴う追加でございます。これは一般会計へ返してもらう部分でございます。

同じく3目地域支援事業繰越金2節過年度分105万8,000円の追加でございます。これも平成24年度の介護保険事業の確定に伴う精算でございます。

それから、8款1項1目繰越金1節繰越金5,417万5,000円の追加でございます。これは前年度繰越金で補正財源でございます。

次に、歳出についてでございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付費19節負担金補助及び交付金2,600万円の追加でございます。これは給付費の居宅介護サービス費の不足によるものの追加でございます。

それから、3目地域密着型介護サービス給付費19節負担金補助及び交付金1,100万円の

追加でございます。これも不足が見込まれるための追加でございます。

それから、2款2項1目介護予防サービス給付費19節負担金補助及び交付金600万円の追加でございます。これも介護予防費の給付の不足が見込まれる分の追加でございます。

3目地域密着型介護予防サービス給付費19節負担金補助及び交付金150万円の追加でございます。これも給付費の不足が見込まれるものの追加でございます。

それから、7目介護予防サービス計画給付費19節負担金補助及び交付金30万円の追加でございます。これも給付費の不足が見込まれるための追加でございます。

2款4項1目高額介護サービス等費19節負担金補助及び交付金500万円の追加でございます。これも高額サービス費の不足が見込まれるための追加でございます。

2款5項1目特定入所者介護サービス費19節負担金補助及び交付金250万円の追加でございます。これも給付費の不足が見込まれるための追加でございます。

それから、6款1項1目償還金23節償還金利子及び割引料207万1,000円の追加でございます。これは平成24年度の介護保険事業確定に伴う国庫県費への返還金でございます。

それから、6款2項1目一般会計繰出金28節繰出金182万2,000円の追加でございます。これは平成24年度の事業確定に伴う精算による一般会計への繰り出しでございます。

それから、8款1項1目予備費995万3,000円の追加でございます。これは予備費で充たさせていただきます。

以上でございます。

○議長(須藤正人君) これより議案第117号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第117号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第118号、平成25年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

を議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

- 町民生活課長（金平公明君） 議案第118号、平成25年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に3万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,324万7,000円とするものでございます。

平成25年12月11日提出

八峰町長 加藤和夫

内容につきましては、5ページをお開きください。

最初に、歳入についてでございます。

4款1項1目繰越金1節繰越金3万8,000円の追加でございます。これは前年度繰越金で補正財源でございます。

次に、歳出でございます。

1款1項1目徴収費12節役務費3万8,000円の追加でございます。これは通信運搬費の不足による追加でございます。郵送料でございます。

以上でございます。

- 議長（須藤正人君） これより議案第118号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第118号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第119号、平成25年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木管財課長。

○管財課長（佐々木充君） 議案第119号についてご説明申し上げます。

議案第119号、平成25年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）です。

第1条の歳入歳出予算の補正ですけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ324万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ730万4,000円とするものです。

内容については5ページから説明いたします。

歳入1款1項1目の財産貸付収入1節土地貸付収入7万8,000円の補正ですけれども、新たに2か所の土地の貸付がありましたので、その分を補正しております。

1款2項1目物件売払収入1節立木売払収入302万1,000円ですけれども、これについては当初見込みから増となったものが1か所、それから、新たに生じたものが4か所ありましたので、その見込み等を計上しております。

次のページお願いしたいと思います。

3款1項1目雑入です。1節の雑入ですけれども、14万8,000円の補正ですけれども、分収造林推進交付金収入が確定しましたので、不足分というんですか、追加になった分を補正したものです。

歳出ですけれども、7ページです。

1款1項2目財産管理費19節負担金補助及び交付金ですけれども、これは土地貸付収入等の収入に伴い、関係自治会等へ交付するための予算を計上したものです。内訳については説明欄に記載されているとおりです。

2款1項1目予備費ですけれども、81万5,000円、これは今回の歳入歳出予算の補正に伴う財源調整のため予備費に計上しております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第119号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第119号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

午後 1時56分 休 憩

午後 2時03分 再 開

○議長(須藤正人君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第15、議案第120号、平成25年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長(田村 博君) 議案第120号、平成25年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について、ご説明いたします。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に111万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億7,254万6,000円とするものでございます。

平成25年12月11日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

内容については、5ページをご覧ください。

歳入でございます。

5款1項1目繰越金71万3,000円、これは前年度繰越金でございます。

6款1項1目受託事業収入40万円、これにつきましては町道横内中村線道路改良工事に伴う配水管移設工事の補償費の増額でございます。

歳出でございます。

6ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費111万3,000円、3節職員手当38万9,000円、これは時間外手当でございます。9節旅費53万5,000円、これにつきましては観海浄水場整備工事の平成25年度施工の機械設備等を製作工場で検査を実施するための旅費でございます。11節需用費18万9,000円、これは公用車のガソリン代です。

7ページをご覧ください。

2款1項2目峰浜地区施設改良費、これは財源内訳の変更でございます。水道管移設

補修の40万円の増により、一般財源を減額して、その他の特定財源とするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長(須藤正人君) これより議案第120号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第120号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第121号、平成25年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

当局の説明を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長(大高伸一君) 議案第121号をご説明いたします。

議案第121号、平成25年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第3号)であります。

平成25年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ193万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,433万3,000円とする。

平成25年12月11日提出

八峰町長 加藤和夫

おそれいます、5ページをご覧くださいます。

最初に、歳入であります。

1款診療収入1項外来収入であります。2の歯科診療所報酬の収入であります。191万7,000円を補正するものであります。

次に、4款繰越金、前年度繰越金1万8,000円となります。

次のページをお開きください。

歳出であります。

1款総務費、施設管理費、1医科一般管理費、役務費であります。通信運搬費1万8,000円の補正であります。

2歯科一般管理費、役務費5万3,000円、手数料の補正であります。

次のページ、7ページになります。

2款医業費1項医業費です。2歯科医業費、役務費3万3,000円、手数料の補正であります。13節です。委託料183万1,000円です。2の技工物の作成委託料であります。

以上であります。

○議長(須藤正人君) これより議案第121号について質疑を行います。質疑ありませんか。

3番柴田正高君。

○3番(柴田正高君) 本予算とは直接関係ないんですが、全協で説明を受けた全協の資料によれば、患者数は昨年度、常勤医師がおった時から見れば42.7%にとどまっているんですね。やはりこれは常勤医師がいないせいだと思うんですが、町長にお聞きしますけれども、その後、医師確保についてはどうなっているのか。その後の経過についてお知らせください。

○議長(須藤正人君) 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

その後の経過でありますけれども、全国的な、自衛隊関係のですね医師の雑誌がありまして、それに広告を載せたり、やっぱり公募でやっていますけれども、なかなか応募者がいないと。それから、町出身の人で二、三当たってはいたんですけれども、これもなかなかですねうまくいかない。それから、県の方に医師確保対策室とか、あるいはまた健康福祉部の方にも直接伺いをしながら自治医科大の修了者とかそういった形のものも考慮していただけないかというお願いなどもですね今続けているところなんですけれども、明確にですね来年度からOKですよとかというところまではまだいってないんですけれども、県の方でもこれから順次ですねそういった自治医科大の人とか、それから、特別枠で入学している人などが出てくるので、もうちょっと時間はかかるので待つてほしいなという話まではされています。いずれ明確なですねそういう確保まで至っておりませんので、引き続き私としてもいろんな機会を捉えながら頑張っていきたいなと思っ

ています。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） 診療所関連で質問します。

先日の全協の丸山さんの質問に対して、診療所が診療時間が短くなったため、インフルエンザのワクチン接種ができないという当局の説明がありましたが、予防接種、ワクチン接種は、インフルエンザに限らず病気にならないための予防接種であります。ということは、医療費抑制のための施策であります。町からはそのために高齢者や若年、妊婦等に助成金まで出して対応しているにもかかわらず、国保運営委員会では医療費抑制のための施策を練っております。医療費抑制のためのワクチン接種が、地元の診療所がワクチン接種ができない、予防接種ができない、全然医療費抑制につながらない地域医療の診療所では、いらぬんじゃないですか。町長、答弁をお願いします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先ほどの柴田議員の質問とも関連あるんですけども、常駐の医師が確保されて今までのような診療時間帯が確保できるのであれば、今言ったような形でやるのは当然だと思っています。だから、基本的な門脇議員の考え方、医療費抑制のためにその予防的な対策をとるためにもという話はですね、そのとおりでございますけれども、現実問題として2時間の限られた時間の中でお医者さんが患者さんを診て、なおかつそれまでやるとなると時間的にとってもできないということで、逆に今頼んでいるお医者さんの方にケツまくられるようなことがありますと、これまたこれですと大変なことになりますので、今現在は物理的にまずできないということで理解してもらおうというところがありますので、頑張ってください常勤の医師確保にこれからも全力を挙げて頑張っていきたいと思っております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） 確かに限られた時間内での診療は、インフルエンザ予防接種は難しいところもあると思いますが、やはり季節柄、これから風邪、インフルエンザはかかりやすい時期になります。その中でね、確かにインフルエンザだけで来る患者さんがいるわけではないと思いますが、それぐらい、言葉悪いかもしれませんが、インフルエンザの予防接種ぐらい地元の診療所でできないのであればね、何かちょっとおかしいと思うんですけどね、町長。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをしますけれども、気持ちは重々分かります。でも、一回にですね、このインフルエンザここでやりますよとなりますと、患者数がですねものすごい数になります。とってもですね、この時間ではですね応じきれないというのが、もう明らかに分かるんですよ、数からいって。したがって、現実的な今の処理の状況からいろいろと、とっても今これ、インフルエンザもOKですよとなると、最低でも半日以上ですね頑張っていたかかないと、なかなかできないと思います。したがって、今、町内のほかの診療所であるとか、あるいはまた能代市内の所でやってもですね、助成はきちっと出すようにしておりますので、申し訳ないんですけれども当面まずそういうことでご理解して我慢していただきたいなというふうに言うしか、私もあとこれ以上はですねできないというのが正直なところでございます。さっき言ったように全力挙げて医師確保に頑張りますので、何とかひとつご理解をしていただきたいと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 医師確保の問題は、しばらく町長の悩みの種だろうなというふうに思っています。我が町のみならず全国各地でこの医師の確保、難儀しているのは皆さんご承知のとおりであります。最近の新聞で、その医師の確保のもう一歩前、医師を育てる政策、これを各地の自治体が動き出してきました。現在、子どもたちに奨学金制度だとかいろいろ進学に対する助成をしているわけですが、医師、医学部に進学する子どもに対して特別枠の助成をするという自治体が出てきました。明日、あさってというわけにはいかないんですが、やはりこれから私方のような過疎の地域で医師を確保していく上では、これも一つの方法かな、将来を見据えた私は施策でないかなというふうにその記事を読みました。いずれこれから来年度予算を編成するわけですが、そういう意味ではもう一歩前に進んだ医師を確保するための施策もあっていいのかなというふうに思いましたので、一つ提案をさせていただきます。答弁はいいりませんが、町長、答弁してくれるんでしたらよろしく願いいたします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） つい先頃、大館市で今おっしゃったような形で特別市の方でお金を出して医師を養成していくという方向が出されたのは聞いています。県の方でも医学部の特別枠であるとか、やっぱりそういう形でのものは順次やりながら、県全体の医師確保の対策を今進めているわけですが、やっぱりそれをやったから1年ですぐものになるわけでありませんので、何年かかかります。それが間もなくこれから徐々にそ

ういう人が出てきますので、それが出てくるようになればある程度県内の所にも派遣できるというような県の話もあります。やっぱり町村会とかでも県全体でそういった医師をプールしておきながら、やっぱりこういう事態が起きたところにそのバンクから派遣するような形ですね制度的なものもこれからは考えてほしいなと思っていますので、そういう立場での意見は県の方にも申し上げていきたいと思っています。ただ、先ほど松岡議員から言われたように町独自で何かそういう方策についても考えないかということでもありますので、この後、我々自体もそういうことについてもまた広く考えていきたいと思っています。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第121号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

日程第17、陳情第10号、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」改正を求める意見書採択についての陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第10号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 反対の立場で討論に参加します。

原爆の被害に遭われた方々の苦しみは想像を絶するものだと思います。そのことに対

する国の支援は重要なことだとは思いますが、そして、より厚い支援策を望む声は当然だとは思いますが、陳情の内容の原爆死没者に償いをするに関してであります、民間人の戦争の犠牲者は原爆被害者だけでなく、空襲や沖縄で投身自殺した女性もまた戦争の犠牲者であります。原爆死没者のみ償いをするのは、公正、妥当とは思われません。むしろ原爆放射能による後遺症に苦しむ被爆者の医療費負担や生活支援の充実を図ることと対応すべきものと考えます。

また、全ての被害者に償いをするということについては、抽象的で、償いとは一体どういうことを示すのか具体的な内容が分からない。もし、金銭的な償いだとすれば、被爆者援護の費用は税金によって賄われています。なぜ国民の血税を使って国外に苦しむ外国人等の治療費を負担しなければならないのでしょうか。税金を負担していない外国人が給付の対象でないことは明白なことであります。

以上の点から反対いたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 私は、この「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」改正を求める意見書採択についての陳情について、賛成討論を行います。

まずこの援護法なんですけれども、これは本当に原爆というのは戦争の犠牲者でありまして、世界でもまれに見る大惨事であります。それに対して国はどのような補償をしているのか、補償は抜き取られているというふうに書かれているとおりでと思います。放射能の認定を受けて補償といいますか生活の補償を得ているのは、被爆者の1%と言われております。月12万円、これを裁判を行うと必ず国は負けてしまいます。裁判で負けても法律は変えないでいる、こういうふうな現実であります。

原爆投下に至った国の戦争責任ということなんですけれども、これは本当に戦争がもう悪化して、日本の戦況ももう本当に厳しい状態で、日本全国が困窮している時期に、1943年9月にはイタリアは無条件降伏をしています。そして1945年5月にはドイツ軍が連合軍に降伏をしています。そして日本は、こういうふうな降伏状態に入らない、こういうことで原爆の投下に至った、こういう国の戦争責任もあります。アメリカの原爆の投下、これも本当に許されることではないんですけれども、今の状況ではこの被爆をした人たちは救われません。

それで、健康管理といまして手当が月3万円出ているそうですけれども、この人たちは全体的にもう大体80%くらいの人たちが受けているそうです。この重い傷を負った